

○国立大学法人埼玉大学役員会規則

〔平成16年4月1日〕
規則第4号

改正 令和2.7.30 2規則13 令和2.9.1 2規則15

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）（以下「法人法」という。）第11条第3項及び国立大学法人埼玉大学学則第20条第2項の規定に基づき、役員会に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 役員会は、次に掲げる役員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事

(任務及び権限)

第3条 役員会は、国立大学法人埼玉大学（以下「法人」という。）の運営に関する重要事項を審議する。ただし、学長が次に掲げる事項について決定しようとするときは、役員会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項
- (2) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (3) 法人法の定めにより文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (4) 大学、学部、学科その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (6) その他役員会で定める重要事項

(会議)

第4条 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。ただし、学長に事故あるときは、学長からあらかじめ指名された理事がその職務を代理する。

2 議長は、役員会を主宰する。

3 役員会は、原則として毎月1回、日を定めて、議長が招集する。

4 前項に定めるほか、議長が必要と認めたときは、議長は臨時に役員会を招集することができる。

5 役員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。この場合において、議長が急を要すると認め、かつ、議長に対して書面又は電子メール等によりあらかじめ意見を提出した構成員があるときは、当該構成員は出席したものとみなす。

6 役員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

7 役員会は、学長及び理事以外の役員又は職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 役員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会において別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (令和2.7.30 2規則13)

この規則は、令和2年7月30日から施行する。

附 則 (令和2.9.1 2規則15)

この規則は、令和2年9月1日から施行する。